

第2章 広島県の都市づくり

1 都市計画の意義

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画を総合的・一体的に定める計画です。

具体的には、①長期的な視点から都市の将来像やその実現に向けての大きな道筋を明らかにし、②住宅や工場などの土地利用に関して用途や密度を適正に配分し、③必要となる道路や公園、下水道等の都市施設などについての具体的な位置や規模を定めます。これらを一定の制限と事業によって実現することで、機能的な都市活動を確保し、良好な都市環境を形成しようとするものです。

今日の都市計画は、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や環境負荷の軽減、防災性の向上、良好な景観の保全・形成等を総合的に考慮しながら、都市が抱える各種の課題に対応していく必要があります。

このため、各都市において地域の実情を踏まえつつ、これまで以上に都市計画を活用することが求められます。

■都市計画の形態

都市地域における一体的・総合的な計画の確立

適正な土地利用の配置とその都市の機能向上を図る基盤整備等を行うためには、都市の将来計画を明確に確立することが必要です。

- ◆都市計画を策定すべき都市計画区域の指定
- ◆個々の都市計画を実施するための根拠となるマスタープランの策定
 - ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定（都市計画区域マスタープラン）
 - ・市町の都市計画に関する基本的な方針の策定（市町マスタープラン）
 - ・立地適正化計画の策定（都市再生特別措置法）

計画的な土地利用の実現のための規制と誘導

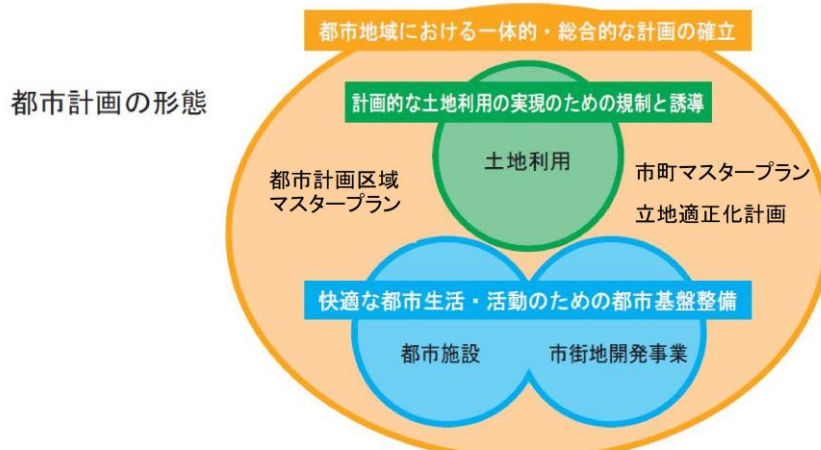
長期計画に基づき、都市全体として適正な土地の利用を推進するためには、土地利用制度を活用した規制や誘導が必要です。

- ◆無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための区域区分制度の選択
- ◆市街地の適正な土地利用を誘導する地域地区の決定
- ◆区域区分制度の担保と良質な宅地水準の確保のための開発許可制度
- ◆地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりのための地区計画等の決定
- ◆居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と届出制度

快適な都市生活・活動のための都市基盤整備

快適な都市生活・活動を行うためには、都市施設の整備や宅地の増進、土地利用の高度化等を一体的に行う市街地開発事業等を実施することが必要です。

- ◆道路、公園、下水道等の都市施設の整備
- ◆土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業の実施



2 広島県都市計画制度運用方針

■目的

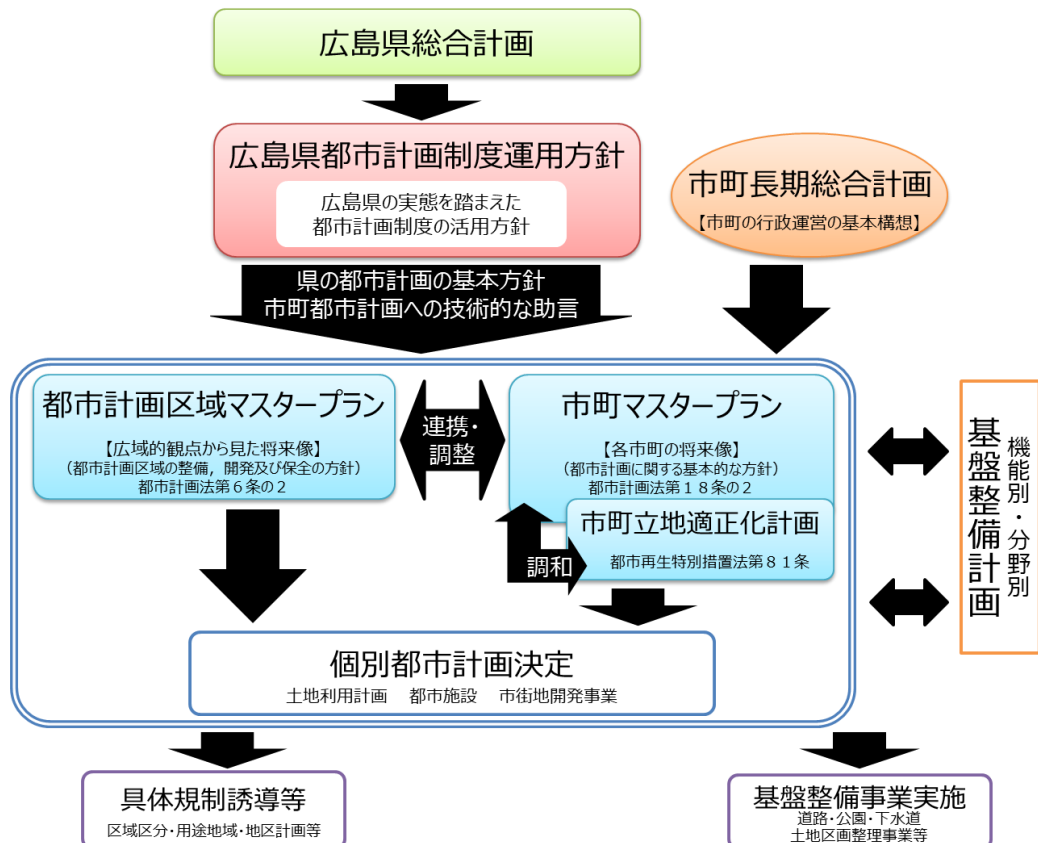
本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、今後の県の都市計画制度の運用についての基本方針として、平成14年3月に「広島県都市計画制度運用方針」を策定し、運用してきました。

その後、これまでの人口増加や成長・拡大を前提とした都市づくりから、一定の区域に無駄なく必要な都市のサービス機能を集約化した集約型都市構造への転換、激甚化・頻発化する自然災害に対するハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策、多様な人材をひきつける魅力的な自然的環境や景観等の保全・創出など、都市づくりに求められる様々な要請に的確に応えるとともに、社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用と、都市計画における県と市町の連携・協働をより一層推進するため、『広島県都市計画制度運用方針』を令和元年12月に改定しています。

■位置付け

運用方針は、都市計画制度の運用の仕組みや枠組み、考え方などの基本的な事項を定めたものであり、県や市町が策定するマスタープランや個別の都市計画事業との関係を踏まえ、次のとおり位置付けられています。

- ・県の総合計画では、将来にわたって「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現を基本理念として策定しており、これを上位計画として位置付けています。
- ・県は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）や個別の都市計画などを、広島県都市計画制度運用方針に基づいて検討・策定します。
- ・市町に対しては、都市計画に関して県が行う技術的助言の基本指針として、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町マスタープラン）や個別の都市計画などにおける連携と協働を支えていくものとして位置付けられます。
- ・個々の担当部局それぞれの計画や方針に基づいて進められている基盤整備事業に対しては、地域の総合的な視点で事業を横通しする都市計画が担うべき役割を明確にし、事業の円滑かつ効率的な推進に向けた連携の強化を進めるための基本指針として位置付けられます。

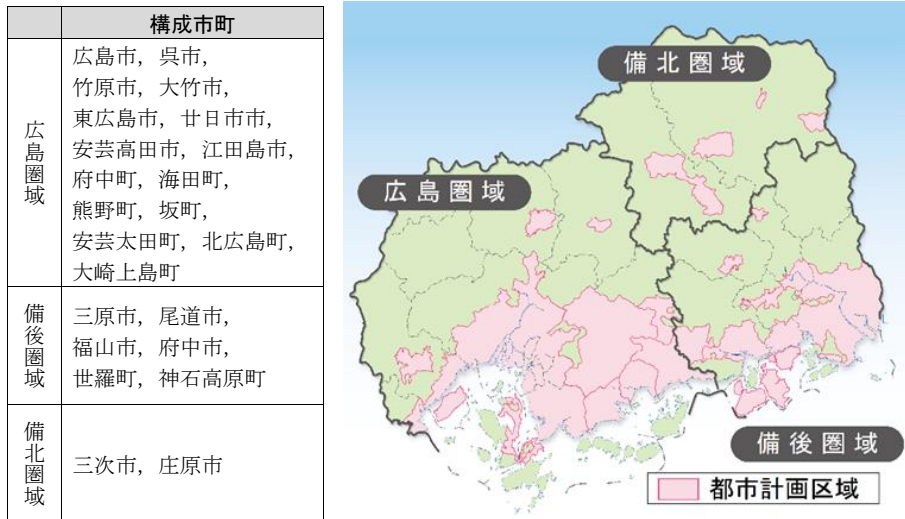


3 広島県都市計画区域マスタープラン

■目的

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、住民に理解しやすい形であらかじめ長期的な視野に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることを目的としています。

広島県では、広域的な視点に立って都市づくりを進めていく必要があることから、都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域（圏域）として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の3圏域を設定し、圏域を単位とした新たな都市計画区域マスタープランを令和3年3月に策定しています。



■目標年次

圏域の長期的な発展方向を踏まえ、最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、策定から概ね20年後(令和22(2040)年)の都市の姿を展望しつつ、概ね10年以内の各々の都市計画の整備目標を定めています。

基準年次	目標年次
平成27(2015)年	令和12(2030)年

■広島県の都市を取り巻く課題と潮流

都市構造の視点	国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点	県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点
①低密度に拡散した市街地 ②中山間地域等における既存集落の居住環境 ③デジタル技術の進展	①都市間競争の激化 ②移住・定住に対する意識の高まり ③交流人口の増加 ④多様な人材をひきつけるまちづくり	①ものづくり産業の集積と将来的な地域経済の縮小の懸念 ②日常生活サービスの維持・向上 ③災害・地球環境問題 ④住民ニーズや価値観の多様化 ⑤「新しい生活様式」への対応

▣デジタル技術の進展

デジタル技術とデータなどを積極的活用することで、都市や地域が抱える問題の解決を図り、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組が始まっています。

▣「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与え、オンライン授業やテレワークなどのデジタル技術を急速に普及させる一方で、人と人との密を避ける自宅近くの公園の価値が再評価されるなど、ライフスタイルや価値観を変化させ、地方都市が見直される変化を生じさせています。この変化を地域の活性化に繋げるためには、「都市と自然の近接性」という大都市圏にはない地域特性を活かした広島らしいライフスタイルを実現させる、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出を図る必要があります。

■広島県における都市の目指すべき将来像

広島県の都市を取り巻く課題と潮流を踏まえ、広島県における都市の目指すべき将来像を次のとおり設定しています。

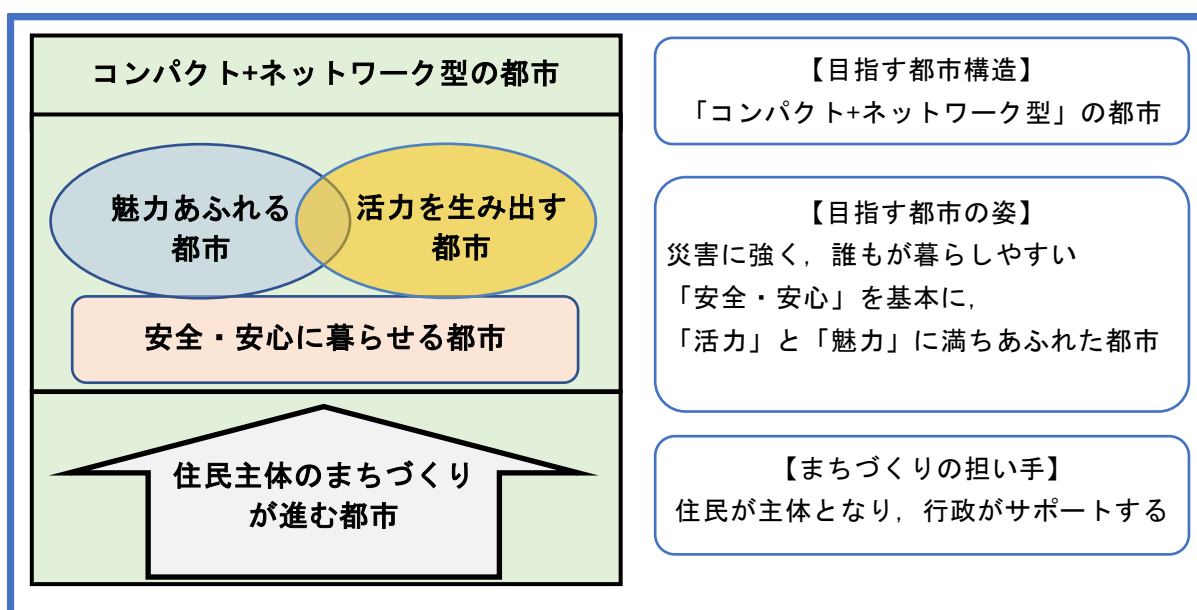


医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型の都市」に再構築します。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、新型コロナウイルス危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ、様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作りに上げていきます。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し、スマートシティの取組を進めながら実現していきます。

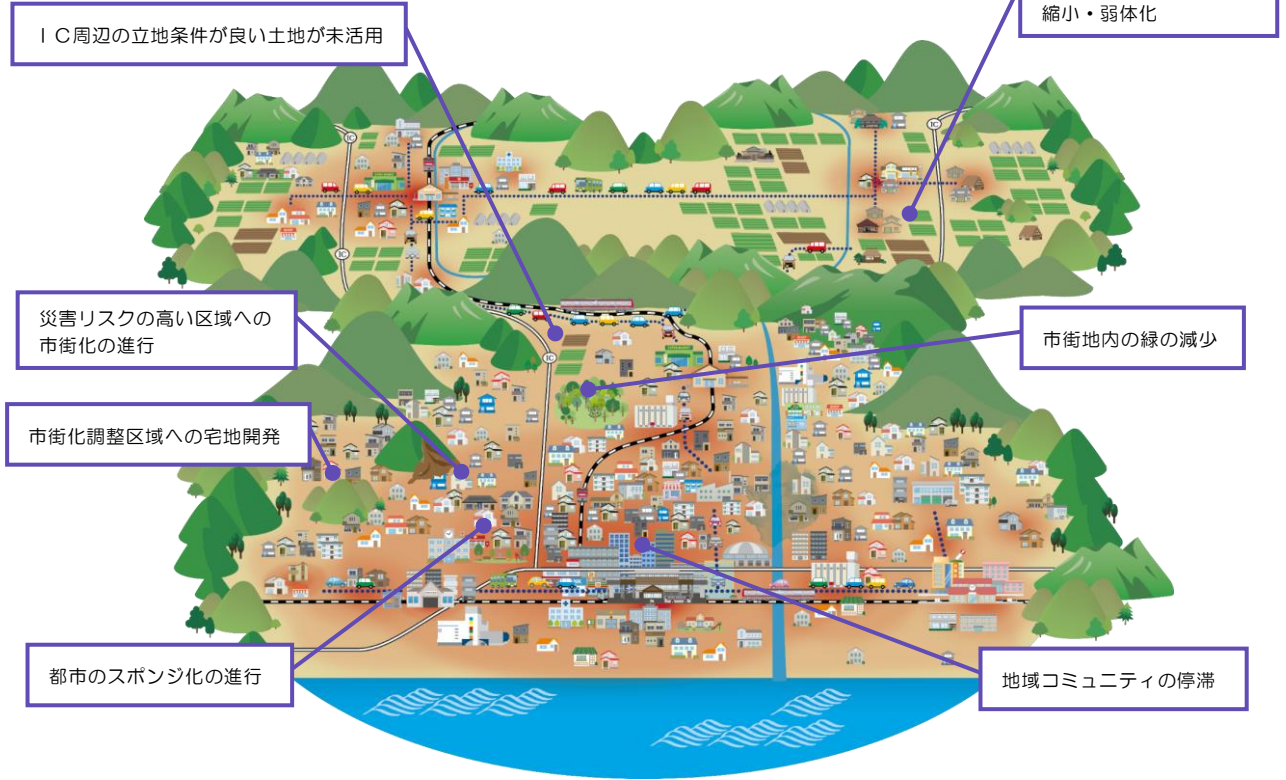
<将来像のイメージ>



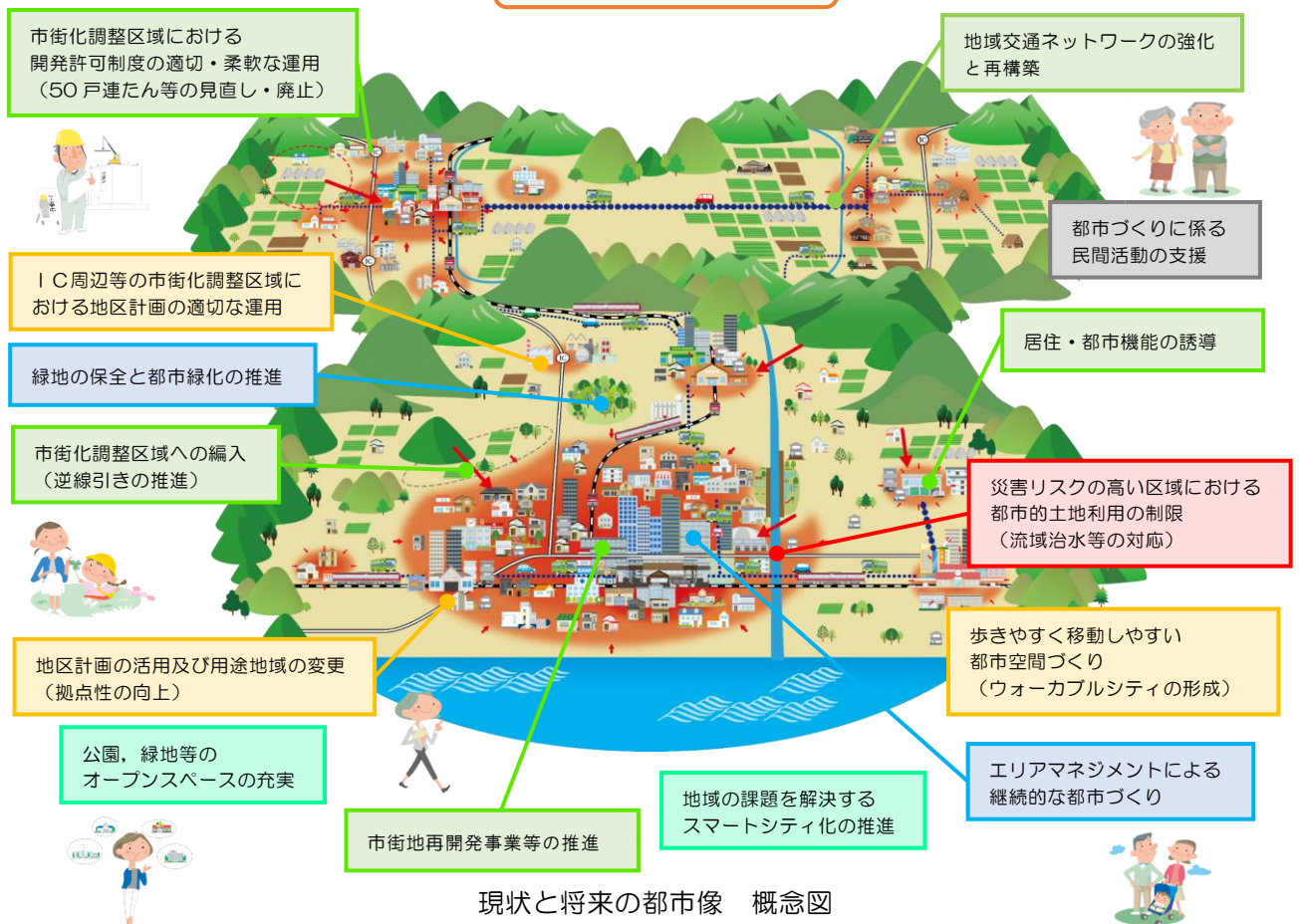
◆新たな都市計画区域マスタープランの要点

- コンパクト+ネットワーク型の都市
 - ・ 人口減少社会において日常生活サービスを効率的に享受できる集約型都市構造の形成
 - ・ 災害リスクの高い区域に立地した居住を安全で利便性の高いエリアへと誘導
 - ・ 集約された拠点の多様なサービスを楽しむために拠点間を結ぶネットワークの強化
- 安全・安心を基本に、活力と魅力に満ちあふれた都市
 - ・ 総合的な防災・減災対策による安全・安心に暮らせる都市づくり
 - ・ イノベーションを生み出す多様な人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成
 - ・ 転出の抑制やU・I・Jターンの拡大に向け、「都市と自然の近接性」を活かした大都市圏にはない広島らしいゆとりと魅力あるまちづくりの推進
- デジタル技術の進展や新型コロナ危機の対応などを踏まえて求められる新しい社会
 - ・ データと新技術を活用したまちづくり（スマートシティ化）
 - ・ 新しい生活様式に対応したゆとりある空間の形成

現状の都市像



将来の都市像



現状と将来の都市像 概念図